

ガス導管事業者の2021年度託送収支の 事後評価について

(趣旨)

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2021年度託送収支の事後評価について、11月14日に開催された料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価に関して事務局にて行った評価を確認したため、その結果を報告する。

当該報告を踏まえ、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答について御審議いただく。

1. ガス導管事業者の2021年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果について

2022年10月31日付けにて経済産業大臣から、10月27日付けにて各経済産業局長等から本委員会宛てに意見を求められた「ガス導管事業者の2021年度託送収支」について、11月14日に開催された料金制度専門会合において、ガス導管事業者の2021年度託送収支の法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認した。

今回、その結果について、資料6-1のとおり報告する。

2. 経済産業大臣及び各経済産業局長等への回答について

上記1. を踏まえ、委員会として次のとおり、資料6-2 案の1から案の11により、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答を行うこととしたい。

(1) 事後評価の対象事業者のうち以下の4社については、2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過したため、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

▶ 犬山瓦斯、仙南ガス、中部電力ミライズ、ENEOSエルエヌジーサービス

※2023年1月1日：犬山瓦斯

2023年4月1日：仙南ガス、中部電力ミライズ

2024年4月1日：ENEOSエルエヌジーサービス

(2) 事後評価の対象事業者のうち以下の3社については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過したが、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

▶ 広島ガス、福山ガス、山口合同ガス

(3) 上記(1)(2)に該当しない事業者については、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められなかった。

(4) 対象事業者全体の確認結果は別紙（資料6-2別紙）のとおり。

以上

43 (参考) 経緯・開催実績

44	2022年10月27日	各経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
45	10月31日	経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
46	11月1日	第394回電力・ガス取引監視等委員会
47	11月14日	第25回料金制度専門会合
48	11月22日	第396回電力・ガス取引監視等委員会（本日）
49		（経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議）
50		

※「4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）」については、2021年度託送収支の事後評価に関する内容でないため割愛。

ガス導管事業者の託送収支の 事後評価について

第25回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2022年11月14日



(空白)

資料の構成

1. 2021年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）

ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2022年11月1日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2022年11月1日開催）にて、料金制度専門会合において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2021年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価をご確認いただきたい。（2022年10月31日付けにて経済産業大臣から、10月27日付けにて各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。）

また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

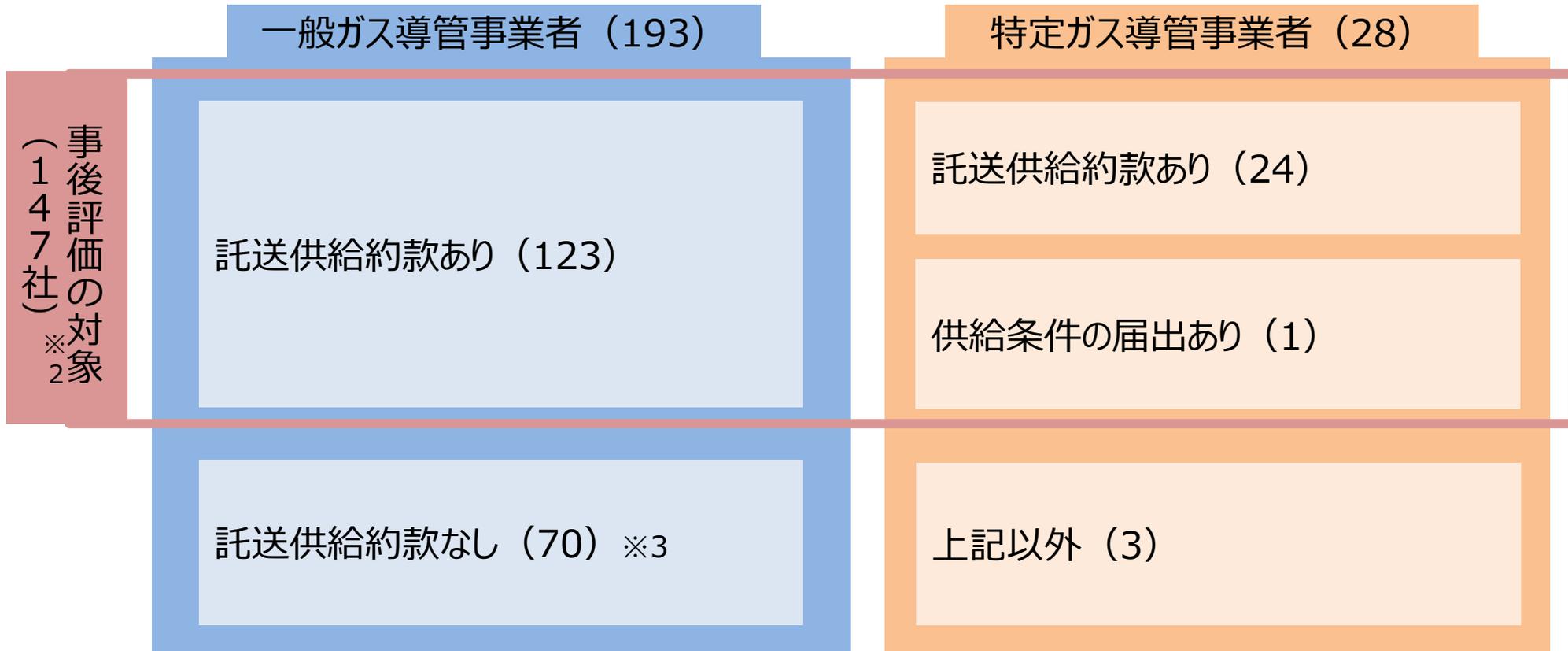
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

- 全国のカス導管事業者（220社※1・2）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2021年度収支状況を評価する。



- ※1 2021年度に事業を実施した事業者数（2021年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2022年11月1日時点において事業を行っていない事業者を除く。）
- ※2 一般と特定の両方のライセンスを所有している事業者が1社あるため、合計が合わない。
- ※3 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※4 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

資料の構成

1. 2021年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 本年度の法令に基づく事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準を踏まえ以下の進め方で実施する。
- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「-5%」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記いずれかに該当する事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、本委員会の意見を回答する予定。

(参考：2022年11月1日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) 昨年度の事後評価 (法令に基づく事後評価)

- 昨年度の法令に基づく事後評価の結果は以下のとおり。

第10回料金制度専門会合
(2021年11月15日)
資料4 - 1より抜粋

法令に基づく事後評価とりまとめ (案)

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。
- 事後評価の対象事業者のうち、6社 (うち1社においては、2地区) (東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力 (堺地区) 及び関西電力 (姫路地区)、四国電力) については、2020年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。
 - また、6社 (釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス及び大分ガス) については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
 - これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の2社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2022年1月1日：新発田ガス、大垣ガス

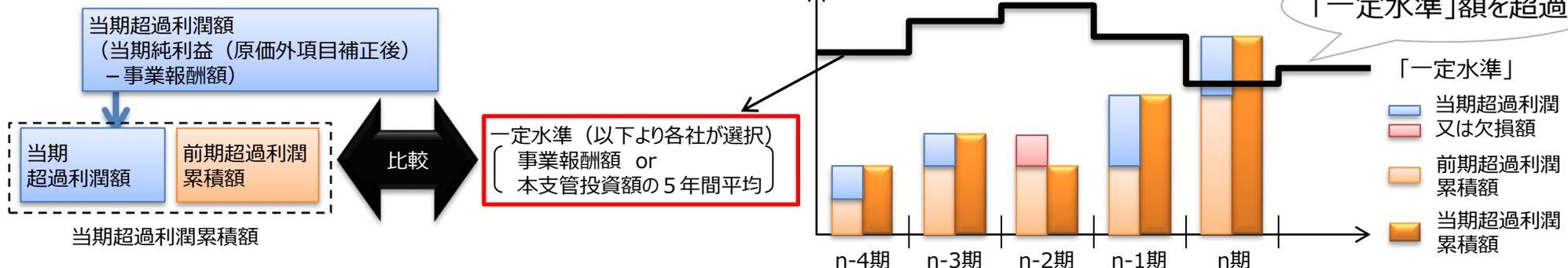
2022年4月1日：東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)、久留米ガス、九州ガス、

秋田県天然瓦斯輸送、関西電力 (堺地区) 及び関西電力 (姫路地区)、四国電力、釧路ガス、大分ガス

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2021年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、又は、想定単価と実績単価の乖離率が-5%を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

<フロー管理方式>

【STEP 1】

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】

説明事業者による

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】

値託送料金
下送金の
要請

一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) 等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。9

ガス導管事業者の超過利潤の状況①（結果概要）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 7社（うち1社においては2地区）（仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ、東北天然ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区））は、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
 - ▶ 東北天然ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区）の3社（うち1社においては2地区）は、2022年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。

超過利潤累積額 (2021年度末)	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	
一定水準額超過	1 ・仙南ガス	1 ・犬山瓦斯	6 ・ENEOSエルエヌジーサービス ・中部電力ミライズ ・東北天然ガス ・秋田県天然瓦斯輸送 ・関西電力（堺地区及び姫路地区）	0	8
一定水準額の2/3～3/3	3	1	0	0	4
一定水準額の1/3～2/3	7	1	1	0	9
0～一定水準額の1/3	6	8	5	0	19
0未満	61	43	13	4	121

※ 各社公表資料（2022年11月2日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1者とカウントしているため。
- 東金市、習志野市及び大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2022年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2023年1月末までとなり、2022年11月2日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②（料金の値下げ届出の確認）

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した4社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下、本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

- 2023年1月1日：1社（犬山瓦斯）
- 2023年4月1日：2社（仙南ガス、中部電力ミライズ）
- 2024年4月1日：1社（ENEOSエルクエサービス）

＜参考＞ ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況①（結果概要）

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 5社（うち1社においては2地区）（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス、ソーラエナジー、関西電力（堺地区及び姫路地区））において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「-5%」を超過している。
 - 関西電力（堺地区及び姫路地区）は2022年4月1日に、ソーラエナジーは2022年5月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。

乖離率（2021年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
-5%を超過	1 ・広島ガス	3 ・福山ガス ・山口合同ガス ・ソーラエナジー	2 ・関西電力（堺地区及び姫路地区）	0	6
-5% ~ -2.5%	5	4	0	0	9
-2.5% ~ 0%	3	7	1	0	11
0より大きい	47	30	10	1	88

※ 各社公表資料（2022年11月2日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1者とカウントしているため。
- ・ 現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあつては、乖離率計算書が作成されないため。
- ・ 承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
- ・ 東金市、習志野市及び大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2022年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2023年1月末までとなり、2022年11月2日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1（料金の値下げ届出等の確認）

- 乖離率が－5%を超過した3社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が－5%を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。

※1 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が－5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

➢ 2023年1月1日：2社（福山ガス、山口合同ガス）

➢ 2023年4月1日：1社（広島ガス）

※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

<参考> ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① （略）

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2（料金の値下げ届出等の確認）

- 以下の表のとおり、3社において合理的な説明を実施するとの回答であったため、その説明の合理性について確認を行った（次頁以降）。
- なお、今回合理的かどうかの確認を行う3社のうち、2社（広島ガス及び福山ガス）については、昨年度の事後評価においても乖離率が-5%を超過し、説明が合理的であることを確認して、値下げを行わないこととしていたものである。

合理的な説明を実施 （一般ガス導管事業者3社）	
事業者名	乖離率
広島ガス	-6.31%
福山ガス	-41.52%
山口合同ガス	-5.13%

※ 特定ガス導管事業者は該当なし。

ガス導管事業者の乖離率の状況③ - 1 (広島ガス：概要)

- 広島ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	4-3	1909/10	広島県 広島市	522,500万	681人	広島県内 7市4町	415,500個	有

※会社HP、2021年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	39,403,382
想定需要量 (千m ³) (②)	1,398,299
想定単価 (円/m ³) (③ = ① / ②)	28.18
実績費用 (千円) (④)	38,294,116
実績需要量 (千m ³) (⑤)	1,450,417
実績単価 (円/m ³) (⑥ = ④ / ⑤)	26.40
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	-6.31

ガス導管事業者の乖離率の状況③-1 (広島ガス：合理的な理由の確認)

- 広島ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 大口需要家の離脱が決定しており、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
 - ✓ 2021年単年度の乖離率を想定すると-2.20%となり、以降は乖離率が-5%を超える状況は解消される見込みのため、現行の水準維持が妥当。

ガス導管事業者の乖離率の状況③ (広島ガス：合理的な理由の確認)

- 前述の状況を踏まえ、本年度の事後評価における広島ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

第10回料金制度専門会合
(2021年11月15日)
資料4-1より抜粋

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018~2020年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、-2.20%となり、以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】 (単位：千m³)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194	469,706
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405	297,507
実績需要量	465,474	508,391	490,901	482,492	464,076	430,551	419,883
大口需要家	283,896	334,437	319,053	310,007	291,357	250,186	238,104

- ※2020~2023の想定需要量は、2017~2019の想定需要量を元に記載
- ※2021の実績需要量は直近の需要実績を含んだ想定値
- ※2022~2023の実績需要量は、2021供給計画を元に想定
- ※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価(千円) (①)	13,134,460
想定需要量(千m ³) (②)	466,099
想定単価(円/m ³) (③=①/②)	28.18
実績費用(千円) (④)	12,791,433
実績(想定)需要量(千m ³) (⑤)	464,076
実績単価(円/m ³) (⑥=④/⑤)	27.56
乖離率(%) (⑥/③-1) × 100	-2.20

- ※想定原価、想定需要量は2017/4~2019/3の合計値を3で除し、実績費用は2018/4~2021/3の合計値を3で除して算出。

- 広島ガスからの説明は昨年度と同様の理由であり、需要量の大幅な減少が今後想定されることを踏まえ、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③ - 1 (広島ガス：合理的な理由の確認)

- 広島ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- **乖離率超過の要因は、2018年度以降、大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回っていることである。**
- 他方、**他の大口需要家B社が2021年度下期に需要を減少させ、2023年度に離脱することが決定しており、当該減少量は上記の増加量に比べて大きい。**よって、2021年度下期以降、**2023年度にかけて託送供給量が大幅に減少する見込み。**
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2022年単年度での乖離率を想定すると、2.12%となり、翌年度以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える*。

*2023年度に値下げ届出を行う場合、需要量が低減する2024年度以降、場合によっては短期間で値下げ→値上げと託送料金変更を繰り返すことになり、また、値上げの際の価格変動幅も大きくなり、託送供給依頼者や需要家への影響がより大きくなる可能性がある。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】

(単位：千m³)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194	469,706
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405	297,507
実績需要量	465,474	508,391	490,901	482,492	477,024	443,591	423,675
大口需要家	283,896	334,437	319,053	310,007	305,521	268,574	245,329
想定と実績の差分	+4,232	+43,992	+26,707	+12,786	+12,625	-20,603	-46,031
		乖離の発生要因				託送供給量減少	

※2020~2023の想定需要量は、2017~2019の想定需要量を元に記載
 ※2022~2023の実績需要量は、見込み（2022上期実績、2022供給計画ベース）
 ※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2022年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円） (①)	13,134,460
想定需要量（千m ³ ） (②)	466,099
想定単価（円/m ³ ） (③ = ① / ②)	28.18
実績費用（千円） (④)	12,764,705
実績(想定)需要量（千m ³ ） (⑤)	443,591
実績単価（円/m ³ ） (⑥ = ④ / ⑤)	28.78
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	2.12

※想定原価、想定需要量は2017/4~2019/3の数値を3で除し、
 実績費用は2019/4~2022/3の数値を3で除して算出。



- 広島ガスからの説明によれば、2023年度にかけて託送供給量が大幅に減少することが想定されるとのことであり、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③-2（福山ガス：概要）

- 福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万	89人	広島県 福山市	47,685個	無

※会社HP、2021年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円） (①)	6,281,998
想定需要量（千m ³ ） (②)	158,055
想定単価（円／m ³ ） (③ = ① / ②)	39.74
実績費用（千円） (④)	6,480,352
実績需要量（千m ³ ） (⑤)	278,756
実績単価（円／m ³ ） (⑥ = ④ / ⑤)	23.24
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	-41.52

ガス導管事業者の乖離率の状況③ – 2 (福山ガス：合理的な理由の確認)

- 福山ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 特定の大口需要家への一時的な著しい需要増が発生したことから、その特定の大口需要家への供給については託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
※当該大口需要家以外の需要家には、託送供給約款により供給を行っている。
 - ✓ その大口需要家の増量分を除いて乖離率を算定すると5.99%となり、現行の料金の水準維持が妥当。

第10回料金制度専門会合
(2021年11月15日)
資料4 – 1より抜粋

ガス導管事業者の乖離率の状況③ (福山ガス：合理的な理由の確認)

- 本年度の事後評価における福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、5.99%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

	(単位：千m ³)		
	2018	2019	2020
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	73,543	97,224	86,068
うちA社の需要増 (実績 – 想定)	+19,801	+45,054	+34,487

※A社の需要増は、増量前の2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	6,281,998
想定需要量 (千m ³) (②)	158,055
想定単価 (円/m ³) (③=①/②)	39.74
実績費用 (千円) (④)	6,634,310
実績需要量 (千m ³) (⑤)	157,493
実績単価 (円/m ³) (⑥=④/⑤)	42.12
乖離率 (%) (⑥/③-1) × 100	5.99

- 福山ガスからの説明は昨年度と同様であり、事情変更がなく、増量分を除いた乖離率が-5%に達しないことから、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③ - 2 (福山ガス：合理的な理由の確認)

- 福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定したもの。当該大口需要家以外の需要家には、託送供給約款により供給を行っている。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、2.57%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2019	2020	2021
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	97,224	86,068	95,464
うちA社の需要増	+45,054	+34,487	+39,874

※想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載

※A社の需要増は2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	6,281,998
想定需要量 (千m ³) (②)	158,055
想定単価 (円/m ³) (③ = ① / ②)	39.74
実績費用 (千円) (④)	6,495,072
実績需要量 (千m ³) (⑤)	159,341
実績単価 (円/m ³) (⑥ = ④ / ⑤)	40.76
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	2.57

- 福山ガスからの説明によれば、大口需要家の需要増は2023年までとのことであり、増量分を除いた乖離率が-5%に達しないことから、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③－3（山口合同ガス：概要）

- 山口合同ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1915/2	山口県 下関市	48,750万	437人	山口県内 8市	175,271個	無

※会社HP、2021年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円） (①)	20,860,073
想定需要量（千m ³ ） (②)	835,873
想定単価（円／m ³ ） (③ = ①／②)	24.96
実績費用（千円） (④)	22,190,161
実績需要量（千m ³ ） (⑤)	936,932
実績単価（円／m ³ ） (⑥ = ④／⑤)	23.68
乖離率 (%) (⑥／③－1) × 100	-5.13

ガス導管事業者の乖離率の状況③ - 3 (山口合同ガス：合理的な理由の確認)

- 山口合同ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2021年度に大口需要家A社の一時的な事情によって、需要量が大幅に増加したため**である。2021年8月に既存大口需要家A社の燃料供給ライン（他社LNGサテライト設備）にトラブルが発生。当該設備は、山口合同ガスの託送供給によるバックアップが可能であったため、復旧までの間は同社が託送供給を行った。大口需要家A社の設備復旧に時間がかかり、最終的に**2022年1月中旬の復旧までの間、同社が託送供給を行った**。
- この一過性の需要量を計上しない場合の乖離率は、-3.37%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2019	2020	2021
想定需要量	279,151	278,014	278,707
実績需要量	303,469	292,291	341,173
うちA社の実績需要量	13,725	18,874	43,323
A社の一時的な増量分	-	-	+16,788

※2020～2021の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載

※2021のA社増量分については、8月から12月の実績需要量から2021供給計画想定需要量を減算して算出

【一過性の需要量を計上しない場合の乖離率】

項目	値
想定原価（千円） (①)	20,860,073
想定需要量（千m ³ ） (②)	835,873
想定単価（円/m ³ ） (③ = ① / ②)	24.96
実績費用（千円） (④)	22,190,161
実績需要量（千m ³ ） (⑤)	920,144
実績単価（円/m ³ ） (⑥ = ④ / ⑤)	24.12
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	-3.37

- 山口合同ガスからの説明によれば、一過性の需要量を計上しない場合の乖離率が-5%を超過せず、既に供給先の設備が復旧し一時的な供給を停止していることから、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、4社（仙南ガス、ENEOSエルクエサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ）については、2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。これら4社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2023年1月1日：犬山瓦斯

2023年4月1日：仙南ガス、中部電力ミライズ

2024年4月1日：ENEOSエルクエサービス

- また、今年度値下げを行った事業者を除き、3社（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。一方、これら3社について、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

資料の構成

1. 2021年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）

今後のスケジュール（ガス導管事業者の託送収支の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果を受け、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
2022年度中	11/14 【本日】	・法令に基づく事後評価
	11月下旬	・法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）
	2月上旬	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ ※2023年1月1日値下げ届出期限（犬山瓦斯）
	2月中	・とりまとめ結果報告（電力・ガス取引監視等委員会）

(案の1)

経済産業省20221031電委第1号
令和4年11月●日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月31日付け20221028資第8号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・東京ガスネットワーク株式会社 | 法人番号 1010401159334 |
| ・大阪ガスネットワーク株式会社 | 法人番号 1120001236530 |
| ・東邦ガスネットワーク株式会社 | 法人番号 9180001145487 |
| ・西部瓦斯株式会社 | 法人番号 6290001088579 |
| ・東部瓦斯株式会社 | 法人番号 3010001051798 |
| ・株式会社 I N P E X | 法人番号 7010401078520 |
| ・石油資源開発株式会社 | 法人番号 3010001108219 |
| ・静浜パイプライン株式会社 | 法人番号 8080001011618 |
| ・南遠州パイプライン株式会社 | 法人番号 8080401018709 |
| ・株式会社 J E R A | 法人番号 6010001167617 |

(案の2)

経済産業省

20221031電委第1号

令和4年11月●日

北海道経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221020北海道第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・北海道瓦斯株式会社 | 法人番号 5430001021815 |
| ・旭川ガス株式会社 | 法人番号 1450001000317 |
| ・釧路ガス株式会社 | 法人番号 1460001000398 |
| ・室蘭ガス株式会社 | 法人番号 3430001057118 |
| ・苫小牧ガス株式会社 | 法人番号 3430001053447 |
| ・エア・ウォーター北海道株式会社 | 法人番号 4430001022194 |
| ・釧路エルエヌジー株式会社 | 法人番号 2460001005223 |

(案の3)

経済産業省

20221031電委第1号

令和4年11月●日

東北経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221021東北第5号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、仙南ガス株式会社及びENEOSエルエヌジーサービス株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま仙南ガス株式会社については令和5年4月1日、ENEOSエルエヌジーサービス株式会社については令和6年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 八戸ガス株式会社 | 法人番号 6420001006394 |
| ・ 塩釜ガス株式会社 | 法人番号 6370601000348 |
| ・ 仙南ガス株式会社 | 法人番号 7370101000129 |
| ・ のしろエネルギーサービス株式会社 | 法人番号 9410001007498 |

・ 山形ガス株式会社	法人番号 2390001001956
・ 酒田天然瓦斯株式会社	法人番号 7390001006240
・ 庄内中部ガス株式会社	法人番号 2390001008092
・ 福島ガス株式会社	法人番号 6380001001400
・ 由利本荘市	法人番号 5000020052108
・ 男鹿市	法人番号 2000020052060
・ 仙台市ガス局	法人番号 8000020041009
・ 庄内町	法人番号 9000020064289
・ ENEOS エルエヌジーサービス株式会社	法人番号 3420001013451
・ 東北天然ガス株式会社	法人番号 6370001011409
・ 秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号 5410001000259

(案の4)

経済産業省

20221031電委第1号
令和4年11月●日

関東経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221024関東第17号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 足利ガス株式会社 | 法人番号4060001018230 |
| ・ 佐野瓦斯株式会社 | 法人番号2060001020353 |
| ・ 栃木ガス株式会社 | 法人番号1060001016501 |
| ・ 北日本ガス株式会社 | 法人番号9060001014092 |
| ・ 桐生瓦斯株式会社 | 法人番号3070001015806 |
| ・ 館林瓦斯株式会社 | 法人番号4070001021811 |
| ・ 伊勢崎ガス株式会社 | 法人番号7070001013070 |
| ・ 太田都市ガス株式会社 | 法人番号3070001018858 |
| ・ 武州瓦斯株式会社 | 法人番号7030001055496 |
| ・ 埼玉ガス株式会社 | 法人番号3030001086330 |

・東彩ガス株式会社	法人番号8030001051263
・大東ガス株式会社	法人番号3030001056382
・西武ガス株式会社	法人番号8030001089452
・本庄ガス株式会社	法人番号2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号9011001005458
・鷺宮ガス株式会社	法人番号6030001031267
・日高都市ガス株式会社	法人番号7030001089817
・幸手都市ガス株式会社	法人番号7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号5030001026755
・坂戸ガス株式会社	法人番号6030001068771
・松栄ガス株式会社	法人番号2030001071044
・伊奈都市ガス株式会社	法人番号1030001042293
・株式会社エネクル	法人番号9030001147300
・フジオックス株式会社	法人番号7011501008490
・京葉瓦斯株式会社	法人番号8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号6040001071428
・東日本ガス株式会社	法人番号6040001066700
・京和ガス株式会社	法人番号9040001038011
・日本瓦斯株式会社	法人番号9010001061924
・昭島ガス株式会社	法人番号8012801001829
・青梅ガス株式会社	法人番号2013101003471
・武陽ガス株式会社	法人番号3013101000328
・小田原瓦斯株式会社	法人番号4021001032398
・秦野瓦斯株式会社	法人番号7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号1021001032054
・北陸瓦斯株式会社	法人番号5110001004983
・新発田ガス株式会社	法人番号5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号4110001008110
・蒲原瓦斯株式会社	法人番号5110001008233
・栄ガス消費生活協同組合	法人番号8110005005620
・白根瓦斯株式会社	法人番号3110001015660
・吉田瓦斯株式会社	法人番号4090001010259
・東京ガス山梨株式会社	法人番号2090001001128
・松本ガス株式会社	法人番号8100001014056

・ 上田ガス株式会社	法人番号9100001009559
・ 諏訪瓦斯株式会社	法人番号1100001018402
・ 長野都市ガス株式会社	法人番号3100001004887
・ 株式会社エナキス	法人番号4100001010083
・ 静岡ガス株式会社	法人番号4080001002686
・ 熱海瓦斯株式会社	法人番号5080101012519
・ 御殿場ガス株式会社	法人番号8080101004050
・ 東海ガス株式会社	法人番号6080001015050
・ 島田ガス株式会社	法人番号8080001013060
・ 中遠ガス株式会社	法人番号9080401014392
・ 袋井ガス株式会社	法人番号5080401017309
・ 東金市	法人番号7000020122131
・ 習志野市	法人番号6000020122165
・ 白子町	法人番号1000020124249
・ 大網白里市	法人番号8000020122394
・ 九十九里町	法人番号8000020124036
・ 長南町	法人番号1000020124273
・ 上越市	法人番号9000020152226
・ 妙高グリーンエナジー株式会社	法人番号8110001035943
・ 小千谷市	法人番号4000020152081
・ 魚沼市	法人番号8000020152251
・ 糸魚川市	法人番号7000020152161
・ 南富士パイプライン株式会社	法人番号8080101010255
・ 日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号4010001108597
・ 川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号9010401054809
・ 関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号7010001034774
・ 鈴与商事株式会社	法人番号1080001002318
・ 扇島都市ガス供給株式会社	法人番号2020001123432

(案の5)

経済産業省

20221031電委第1号
令和4年11月●日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221024中部第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、犬山瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま犬山瓦斯株式会社については令和5年1月1日、中部電力ミライズ株式会社については令和5年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・サーラエナジー株式会社 | 法人番号 7180301006250 |
| ・犬山瓦斯株式会社 | 法人番号 9180001080718 |
| ・津島瓦斯株式会社 | 法人番号 2180001096522 |
| ・大垣ガス株式会社 | 法人番号 1200001013368 |

・ 中部電力ミライズ株式会社

法人番号 2180001135973

(案の6)

経済産業省

20221031電委第6号

令和4年11月●日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

令和4年10月27付け20221018北陸第8号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- ・ 日本海ガス株式会社
- ・ 高岡ガス株式会社

法人番号 2230001002284

法人番号 2230001010411

(案の7)

経済産業省

20221031電委第1号
令和4年11月●日

近畿経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221019近畿第3号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 甲賀協同ガス株式会社 | 法人番号6160001005068 |
| ・ 河内長野ガス株式会社 | 法人番号2120101033546 |
| ・ 伊丹産業株式会社 | 法人番号5140001077993 |
| ・ 大和ガス株式会社 | 法人番号2150001013744 |
| ・ 桜井ガス株式会社 | 法人番号9150001009315 |
| ・ 株式会社大武 | 法人番号3150001012489 |
| ・ 大津市 | 法人番号9000020252018 |
| ・ 関西電力株式会社 | 法人番号3120001059632 |

(案の8)

経済産業省

20221031電委第1号
令和4年11月●日

中国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221018中国第8号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、広島ガス株式会社、福山瓦斯株式会社、山口合同ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者については、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 岡山ガス株式会社 | 法人番号 5260001001009 |
| ・ 水島瓦斯株式会社 | 法人番号 2260001014888 |
| ・ 広島ガス株式会社 | 法人番号 2240001009205 |
| ・ 福山瓦斯株式会社 | 法人番号 5240001032666 |
| ・ 山口合同ガス株式会社 | 法人番号 6250001006503 |
| ・ 瀬戸内パイプライン株式会社 | 法人番号 8240001015759 |

・ 水島エルエヌジー株式会社

法人番号 9260001015302

(案の9)

経済産業省

20221031電委第1号
令和4年11月●日

四国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221024四国第11号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 四国ガス株式会社
- ・ 四国電力株式会社

法人番号4500001011652

法人番号9470001001933

(案の10)

経済産業省

20221031電委第1号
令和4年11月●日

九州経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け20221018九州第21号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 大牟田瓦斯株式会社 | 法人番号 7290001053730 |
| ・ 筑紫ガス株式会社 | 法人番号 2290001040907 |
| ・ 高松ガス株式会社 | 法人番号 5290801011286 |
| ・ 久留米ガス株式会社 | 法人番号 7290001051593 |
| ・ 鳥栖ガス株式会社 | 法人番号 4300001006251 |
| ・ 佐賀ガス株式会社 | 法人番号 5300001003512 |
| ・ 九州ガス株式会社 | 法人番号 3310001007919 |
| ・ 大分瓦斯株式会社 | 法人番号 1320001006228 |
| ・ 宮崎瓦斯株式会社 | 法人番号 5350001001692 |
| ・ 日本瓦斯株式会社 | 法人番号 4340001003385 |
| ・ 加治木瓦斯株式会社 | 法人番号 7340001007846 |

- ・ 国分隼人ガス株式会社 法人番号 6340001007244
- ・ 九州ガス圧送株式会社 法人番号 2290001025908
- ・ 三愛オブリ株式会社 法人番号 2010701003604
- ・ 筑後ガス圧送株式会社 法人番号 8290001059157

(案の11)

経済産業省

20221031電委第6号

令和4年11月●日

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年10月27日付け府経エ燃第511号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和3年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・ 沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288

資料6-2 別紙

ガス導管事業者の2021年度託送収支の結果について

(単位：千円)

(単位：円、%)

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
			営業収益	営業費用	営業利益又は 営業損失	当期純利益又は 当期純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
1. 本省所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
東京ガスネットワーク	一般	4-3月										
東京ガスネットワーク(東京地区等)	一般	4-3月	299,967,961	305,197,056	▲5,229,095	▲11,625,386	▲29,567,896	70,280,369	0	20.70	22.86	10.43
東京ガスネットワーク(群馬地区)	一般	4-3月	7,112,625	7,750,493	▲637,869	▲771,907	▲2,055,647	1,672,079	0	34.37	38.35	11.58
大阪ガスネットワーク	一般	4-3月	198,483,877	186,585,741	11,898,136	18,104,277	▲2,059,354	27,161,849	0	22.51	24.36	8.20
東邦ガスネットワーク	一般	4-3月	78,223,549	73,984,854	4,238,694	5,496,743	5,085,625	20,299,808	0	19.15	20.33	6.16
西部ガス	一般	4-3月	26,031,418	26,280,129	▲248,711	▲481,375	▲3,454,744	6,249,397	0	30.33	34.02	12.16
石油資源開発	特定	4-3月	***	***	1,227,518	1,313,515	▲3,818,075	1,730,343	0	7.17	7.80	8.69
南遠州パイプライン	特定	4-3月	227,531	250,950	▲23,419	▲42,261	▲104,059	69,225	0	20.80	29.75	43.03
J E R A	特定	4-3月										
J E R A(東日本)	特定	4-3月	***	***	▲231,050	▲258,723		339,445		-	-	-
J E R A(知多)	特定	4-3月	***	***	30,879	29,409	2,064	19,187	0	1.54	1.64	9.09
J E R A(四日市コンビナート)	特定	4-3月	***	***	8,642	8,159	1,182	7,341	0	0.24	0.32	33.33
J E R A(北勢)	特定	4-3月	***	***	219	▲11,871	▲155,683	153,115	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
東部ガス	一般	1-12月										
東部ガス(秋田地区)	一般	1-12月	2,344,003	2,215,261	128,742	159,357	▲57,092	555,199	0	45.89	45.13	▲1.66
東部ガス(福島・茨城地区)	一般	1-12月	5,623,399	5,046,404	576,995	675,703	181,787	1,084,562	0	25.81	25.37	▲1.70
I N P E X	特定	1-12月	***	***	7,822,583	7,989,889	▲30,008,626	9,668,134	0	-	-	-
静岡パイプライン	特定	1-12月	3,686,333	3,083,723	602,610	403,406	▲804,930	303,236		-	-	-
2. 北海道局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
北海道瓦斯	一般	4-3月	19,221,464	16,858,788	2,362,676	2,274,262	3,516,309	5,229,556	0	30.93	30.06	▲2.81
旭川ガス(江別地区)	一般	4-3月	762,730	647,396	115,334	112,410	117,235	211,250	0	58.18	63.93	9.88
釧路ガス	一般	4-3月	1,699,902	1,728,082	▲28,180	▲15,036	▲245,515	437,804	0	-	-	-
室蘭ガス	一般	4-3月	619,582	591,262	28,320	22,428	▲138,920	258,591	0	53.13	58.61	10.31
苫小牧ガス	一般	4-3月	1,100,752	1,004,459	96,293	101,581	102,118	382,038	0	-	-	-
北海道瓦斯	特定	4-3月	209,139	208,554	584	2,370	▲3,136	33,094	0	14.28	15.47	8.33
エア・ウォーター北海道	特定	4-3月	147,666	143,189	4,477	4,477	▲103,609	6,056	0	18.85	22.02	16.82
釧路エルエヌジー	特定	4-3月	***	***	***	▲40,664	▲120,413	***	***	3.75	***	***
3. 東北局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
仙南ガス	一般	4-3月	75,806	71,504	4,302	2,742	4,199	1,639	2,560	43.88	42.57	▲3.00
のしろエネルギーサービス	一般	4-3月	53,382	61,180	▲7,798	▲9,040	▲16,142	1,398	0	65.52	72	9
庄内中部ガス	一般	4-3月	133,167	125,171	7,996	6,964	▲6,096	39,277	0	50.86	50.01	▲1.67
仙台市	一般	4-3月	9,194,310	7,874,022	1,320,288	1,225,846	▲603,828	1,702,295	0	34.06	35.21	3.38
由利本荘市	一般	4-3月	360,077	345,919	14,158	35,558	▲18,948	140,253	0	-	-	-
男鹿市	一般	4-3月	236,800	208,424	28,376	28,383	▲19,384	98,477	0	111.95	114.54	2.30
庄内町	一般	4-3月	137,354	131,116	6,238	6,257	▲66,730	12,669	0	36.73	40.94	11.46
ENEOSエルエヌジーサービス	特定	4-3月	769,297	726,249	43,048	43,090	28,143	1,036	27,107	-	-	-
東北天然ガス	特定	4-3月	338,880	244,426	94,454	94,456	30,428	10,632	19,796	15.96	16	0
秋田県天然瓦斯輸送	特定	4-3月	266,133	285,427	▲19,294	▲19,108	8,464	3,927	4,537	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												

ガス導管事業者の2021年度託送収支の結果について

(単位：千円)

(単位：円、%)

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
			営業収益	営業費用	営業利益又は 営業損失	当期純利益又は 当期純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
八戸ガス	一般	1 - 12月	530,093	486,024	44,069	52,661	▲ 201,560	50,978	0	77.44	74.70	▲ 3.53
塩釜ガス	一般	1 - 12月	341,049	350,038	▲ 8,989	▲ 971	▲ 79,046	52,528	0	54.16	53.07	▲ 2.01
山形ガス	一般	1 - 12月	1,000,463	1,171,725	▲ 171,263	▲ 164,320	▲ 469,685	267,357	0	70.33	80.48	14.43
酒田天然瓦斯	一般	1 - 12月	297,071	324,909	▲ 27,838	▲ 30,378	▲ 256,686	105,507	0	45.35	64.04	41.21
福島ガス	一般	1 - 12月	1,779,769	1,754,716	25,053	66,373	▲ 254,392	535,404	0	41.77	43.54	4.24
4. 関東局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
足利ガス→事業年度12月から3月に変更	一般	4 - 3月	1,777,150	1,819,251	▲ 42,101	▲ 49,400	▲ 655,535	361,777	0	30.72	32.63	6.22
栃木ガス	一般	4 - 3月	220,147	208,218	11,929	11,669	2,090	64,339	0	52.67	53.24	1.09
北日本ガス	一般	4 - 3月	2,052,049	1,903,086	148,962	140,909	0	486,839	0	-	-	-
東海ガス (下仁田地区)	一般	4 - 3月	125,049	159,627	▲ 34,578	▲ 35,181	▲ 32,200	70,561	0	-	-	-
武州瓦斯	一般	4 - 3月	11,685,996	11,469,949	216,047	309,161	▲ 1,656,716	4,011,442	0	38.96	42.38	8.78
東彩ガス	一般	4 - 3月										
東彩ガス (本社・蓮田地区)	一般	4 - 3月	6,679,245	5,536,399	1,142,846	1,157,305	1,349,903	1,841,563	0	43.86	42.59	▲ 2.89
東彩ガス (北本地区)	一般	4 - 3月	3,842,936	3,332,856	510,080	516,809	358,934	673,587	0	61.02	63.96	4.82
大東ガス	一般	4 - 3月	4,089,990	4,303,997	▲ 214,007	▲ 192,612	▲ 2,352,941	1,304,034	0	35.20	38.15	8.38
西武ガス	一般	4 - 3月	552,501	571,793	▲ 19,292	▲ 13,109	▲ 96,575	191,070	0	58.70	66.26	12.88
鷲宮ガス	一般	4 - 3月	550,086	505,710	44,376	45,083	▲ 118,990	139,879	0	36.09	36.06	▲ 0.08
日高都市ガス	一般	4 - 3月	476,408	487,461	▲ 11,053	▲ 14,372	▲ 59,492	68,260	0	80.68	93.01	15.28
坂戸ガス	一般	4 - 3月	1,477,879	1,350,859	127,020	129,620	▲ 3,984	379,506	0	51.10	54.37	6.40
松栄ガス	一般	4 - 3月	623,860	547,077	76,783	77,575	53,483	119,832	0	-	-	-
東日本ガス	一般	4 - 3月	3,049,032	2,433,723	615,309	620,586	0	934,763	0	-	-	-
日本瓦斯	一般	4 - 3月										
日本瓦斯株式会社 (南平台・初山地区)	一般	4 - 3月	5,074	9,200	▲ 4,126	▲ 4,138	▲ 15,454	0	0	21.42	34.42	60.70
日本瓦斯株式会社 (我孫子地区)	一般	4 - 3月	25,758	32,493	▲ 6,735	▲ 6,563	▲ 13,580	200	0	33.22	45.37	36.55
日本瓦斯株式会社 (蓮田・白岡地区)	一般	4 - 3月	24,865	32,366	▲ 7,501	▲ 7,328	▲ 43,857	600	0	39.89	54.06	35.52
日本瓦斯株式会社 (富里・成田地区)	一般	4 - 3月	49,779	53,531	▲ 3,752	▲ 3,643	▲ 14,140	180	0	24.27	23.72	▲ 2.26
日本瓦斯株式会社 (真岡地区)	一般	4 - 3月	119,099	122,739	▲ 3,640	▲ 1,773	▲ 64,991	23,868	0	67.27	78.26	16.34
日本瓦斯株式会社 (もえぎ野地区)	一般	4 - 3月	4,994	7,956	▲ 2,962	▲ 2,928	▲ 20,672	0	0	53.76	85.16	58.41
東金市	一般	4 - 3月	(議会承認後に公表予定)									
習志野市	一般	4 - 3月	(議会承認後に公表予定)									
白子町	一般	4 - 3月	116,167	130,666	▲ 14,499	▲ 15,368	▲ 52,369	16,966	0	45.76	55.12	20.45
大網白里市	一般	4 - 3月	246,639	245,637	1,002	3,131	▲ 37,594	81,179	0	33.00	35.00	6.00
九十九里町	一般	4 - 3月	149,524	127,346	22,178	22,502	▲ 29,620	11,359	0	46.80	55.00	17.50
長南町	一般	4 - 3月	270,117	268,860	1,257	▲ 577	48,351	126,777	0	-	-	-
小田原瓦斯	一般	4 - 3月	2,196,065	1,910,082	285,983	295,716	71,637	432,000	0	-	-	-
北陸瓦斯	一般	4 - 3月										
北陸瓦斯 (新潟・長岡・三条地区・見附)	一般	4 - 3月	13,782,315	13,425,032	357,283	509,316	▲ 635,568	2,987,397	0	-	-	-
北陸瓦斯 (柏崎地区)	一般	4 - 3月	1,717,219	1,799,415	▲ 82,196	▲ 60,056	▲ 1,706,087	335,613	0	59.45	66.67	12.14
蒲原瓦斯	一般	4 - 3月	1,460,532	1,704,686	▲ 244,154	▲ 220,285	▲ 1,784,740	462,106	0	39.81	47.71	19.84
栄ガス消費生活協同組合	一般	4 - 3月	151,774	134,034	17,740	17,935	30,567	35,998	0	51.14	48.76	▲ 4.65
白根瓦斯	一般	4 - 3月	1,382,018	1,242,310	139,709	140,337	▲ 291,417	214,232	0	36.27	35.10	▲ 3.25
上越市	一般	4 - 3月	2,816,626	2,521,419	295,207	272,423	44,575	636,240	0	-	-	-
妙高グリーンエネルギー株式会社	一般	4 - 3月										
妙高グリーンエネルギー(株) (新井区域)	一般	4 - 3月	250,254	264,270	▲ 14,016	▲ 29,275	▲ 170,820	31,161	0	30.40	33.15	9.05

ガス導管事業者の2021年度託送収支の結果について

(単位：千円)

(単位：円、%)

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
			営業収益	営業費用	営業利益又は 営業損失	当期純利益又は 当期純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
妙高グリーンエナジー(株) (妙高高原区域)	一般	4 - 3月	126,672	109,384	17,288	▲ 2,376	5,723	11,988	0	-	-	-
小千谷市	一般	4 - 3月	622,478	505,539	116,939	117,269	73,858	155,780	0	-	-	-
魚沼市	一般	4 - 3月	361,051	354,641	6,410	4,203	▲ 26,485	100,384	0	-	-	-
糸魚川市	一般	4 - 3月	483,668	535,498	▲ 51,830	▲ 54,884	▲ 393,442	121,698	0	62.59	67.22	7.40
東京ガス山梨	一般	4 - 3月	1,803,578	1,887,312	▲ 83,734	▲ 67,430	▲ 738,778	328,229	0	39.20	44.56	13.67
上田ガス	一般	4 - 3月	1,627,869	1,641,348	▲ 13,479	▲ 9,329	▲ 349,619	492,825	0	52.02	54.26	4.31
長野都市ガス	一般	4 - 3月	6,230,357	6,095,330	135,027	138,082	▲ 726,861	1,292,890	0	45.24	45.92	1.50
エナキス	一般	4 - 3月	39,561	39,985	▲ 424	▲ 348	▲ 4,588	229	0	20.85	24.49	17.46
東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	一般	4 - 3月	2,650,150	2,110,769	539,380	540,457	0	526,844	0	-	-	-
フジオックス	一般	4 - 3月	12,223	14,782	▲ 2,559	▲ 2,547	▲ 51,155	875	0	107.10	160.90	50.30
日本海洋石油資源開発	特定	4 - 3月	85,846	86,313	▲ 467	▲ 3,445	▲ 1,250	▲ 557	0	-	-	-
川崎ガスバイブライン	特定	4 - 3月	326,270	171,611	154,659	154,768	0	7,199	0	-	-	-
扇島都市ガス供給	特定	4 - 3月	***	***	***	***	***	***	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
昭島ガス	一般	1 - 12月	1,281,081	1,491,540	▲ 210,459	▲ 221,653	▲ 1,433,004	529,609	0	37.81	51.18	35.36
青梅ガス	一般	1 - 12月	757,459	798,962	▲ 41,503	▲ 36,537	▲ 393,197	183,487	0	45.54	52.95	16.27
武陽ガス	一般	1 - 12月	1,630,424	1,665,953	▲ 35,529	34,612	▲ 447,812	543,609	0	25.21	27.74	10.04
佐野瓦斯	一般	1 - 12月	859,185	846,906	12,279	▲ 7,022	▲ 21,882	395,505	0	-	-	-
桐生瓦斯	一般	1 - 12月	1,471,943	1,552,224	▲ 80,281	▲ 79,525	▲ 637,614	398,800	0	40.99	45.48	10.95
館林瓦斯	一般	1 - 12月	1,138,496	1,037,639	100,857	106,395	43,523	265,743	0	32.40	31.08	▲ 4.07
伊勢崎ガス	一般	1 - 12月	1,299,393	1,324,890	▲ 25,497	▲ 32,387	▲ 524,996	407,794	0	30.93	33.09	6.98
太田都市ガス	一般	1 - 12月	2,577,216	2,556,915	20,301	28,249	▲ 232,998	372,891	0	15.53	16.72	7.65
埼玉ガス	一般	1 - 12月	492,429	542,212	▲ 49,783	▲ 62,276	▲ 207,812	137,249	0	50.32	56.05	11.38
本庄ガス	一般	1 - 12月	934,836	919,742	15,094	13,462	▲ 120,850	192,578	0	39.19	43.20	10.23
武蔵野瓦斯	一般	1 - 12月	210,350	285,447	▲ 75,097	▲ 101,725	▲ 457,251	45,800	0	63.88	75.58	18.30
角栄ガス	一般	1 - 12月	576,120	626,563	▲ 50,443	▲ 49,186	▲ 520,807	135,471	0	62.08	73.97	19.15
幸手都市ガス	一般	1 - 12月	556,801	525,916	30,885	31,094	▲ 54,962	107,780	0	37.83	40.17	6.20
入間ガス	一般	1 - 12月	1,832,074	1,629,301	202,773	246,110	81,668	259,420	0	-	-	-
京葉瓦斯	一般	1 - 12月	24,808,988	23,722,568	1,086,420	1,293,427	▲ 2,941,434	5,042,917	0	34.98	37.35	6.77
大多喜ガス	一般	1 - 12月										
大多喜ガス (a地区)	一般	1 - 12月	4,652,800	4,490,104	162,696	179,217	▲ 631,376	958,217	0	29.05	32.17	10.75
大多喜ガス (b地区)	一般	1 - 12月	403,432	394,176	9,256	9,635	▲ 42,341	5,535	0	5.00	5.13	2.65
大多喜ガス (c地区)	一般	1 - 12月	294,916	454,700	▲ 159,783	▲ 157,774	▲ 419,777	25,689	0	0.54	0.82	53.68
野田ガス	一般	1 - 12月	997,374	930,416	66,958	95,458	304	285,000	0	30.46	30.59	0.43
京和ガス	一般	1 - 12月	1,246,343	1,232,998	13,345	26,435	▲ 308,361	329,387	0	43.46	42.62	▲ 1.93
秦野瓦斯	一般	1 - 12月	643,934	585,224	58,710	56,627	▲ 142,416	130,020	0	33.57	32.40	▲ 3.48
厚木瓦斯	一般	1 - 12月	2,336,955	2,134,354	202,601	228,368	▲ 265,526	778,633	0	32.75	33.20	1.37
湯河原瓦斯	一般	1 - 12月	135,796	123,224	12,572	8,906	▲ 1,172	60,800	0	-	-	-
新発田ガス	一般	1 - 12月	3,081,123	2,438,993	642,130	735,006	0	646,400	0	-	-	-
越後天然ガス	一般	1 - 12月	1,253,475	1,312,518	▲ 59,043	▲ 41,947	▲ 445,010	249,352	0	29.85	31.48	5.48
吉田瓦斯	一般	1 - 12月	965,389	826,016	139,373	140,023	0	222,520	0	-	-	-
松本ガス	一般	1 - 12月	2,583,214	2,386,072	197,142	250,540	0	358,094	0	-	-	-
諏訪瓦斯	一般	1 - 12月	890,960	881,012	9,948	13,559	▲ 24,428	191,447	0	0.00	0.00	0.00
静岡ガス	一般	1 - 12月	14,032,223	12,254,220	1,778,003	2,073,757	229,981	3,166,691	0	-	-	-
熱海瓦斯	一般	1 - 12月	747,243	702,904	44,339	45,909	0	323,400	0	-	-	-

ガス導管事業者の2021年度託送収支の結果について

(単位：千円)

(単位：円、%)

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
			営業収益	営業費用	営業利益又は 営業損失	当期純利益又は 当期純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
岡山ガス	一般	1 - 12月	4,928,411	4,814,861	113,550	187,613	▲ 569,133	1,489,966	0	27.24	28.18	3.45
福山ガス	一般	1 - 12月	2,055,000	2,071,300	▲ 16,300	12,762	▲ 48,528	532,713	0	39.74	23.24	▲ 41.52
山口合同ガス	一般	1 - 12月	7,373,824	6,470,060	903,764	1,032,588	▲ 849,376	3,831,897	0	24.96	23.68	▲ 5.13
9. 四国局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
四国ガス	一般	4 - 3月	7,357,545	6,891,450	456,094	578,175	▲ 1,197,471	2,060,811	0	36.04	36.31	0.77
四国電力	特定	4 - 3月	5,087	6,716	▲ 1,628	▲ 1,732	0	134	0	0.22	2.01	822
10. 九州局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
大牟田瓦斯	一般	4 - 3月	322,159	340,633	▲ 18,474	▲ 23,080	▲ 321,311	29,579	0	54.33	58.38	7.45
筑紫ガス	一般	4 - 3月	1,138,736	1,065,283	73,453	93,204	▲ 34,279	435,184	0	-	-	-
久留米ガス	一般	4 - 3月	1,081,756	889,303	192,453	190,263	0	107,237	0	-	-	-
高松ガス	一般	4 - 3月	34,327	39,750	▲ 5,423	▲ 5,524	▲ 16,065	0	0	81.19	94.20	16.02
鳥栖ガス	一般	4 - 3月	340,937	517,540	▲ 176,603	▲ 180,332	▲ 182,118	98,055	0	-	-	-
佐賀ガス	一般	4 - 3月	879,644	854,656	24,987	12,964	▲ 252,920	238,760	0	72.79	76.14	4.61
九州ガス	一般	4 - 3月	1,238,795	944,136	294,659	287,991	0	168,941	0	-	-	-
大分瓦斯	一般	4 - 3月	2,225,630	1,929,485	296,145	212,807	0	538,011	0	-	-	-
宮崎瓦斯	一般	4 - 3月	1,842,978	1,799,242	43,737	91,598	▲ 49,906	593,985	0	41.72	45.84	9.89
日本瓦斯	一般	4 - 3月	3,255,893	2,966,155	289,738	325,202	100,267	895,936	0	31.33	31.88	1.76
加治木瓦斯	一般	4 - 3月	149,534	177,682	▲ 28,148	▲ 30,504	▲ 166,673	12,169	0	114.86	146.67	27.70
国分隼人ガス	一般	4 - 3月	98,270	93,033	5,237	5,019	▲ 66,314	11,698	0	96.58	118.28	22.47
筑後ガス圧送	特定	4 - 3月	714,127	689,689	24,438	19,532	49,610	173,371	0	-	-	-
三愛オブリ	特定	4 - 3月	423,807	357,471	66,336	66,336	33,366	62,123	0	-	-	-
九州ガス圧送	特定	4 - 3月	385,119	337,822	47,297	50,301	16,070	163,493	0	-	-	-
11. 沖縄局所管												
(1) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
沖縄ガス	一般	1 - 12月	1,178,925	1,148,545	30,380	38,118	16,407	331,965	0	33.94	39.95	17.68

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2022年11月2日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市、習志野市及び大津市にあっては議会未承認、伊奈都市ガス、鈴与商事にあっては託送収支の公表期日が2022年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2023年1月末までとなり、2022年11月1日時点において託送収支が未公表のため。